

基本計画

第1章 基本計画の概要

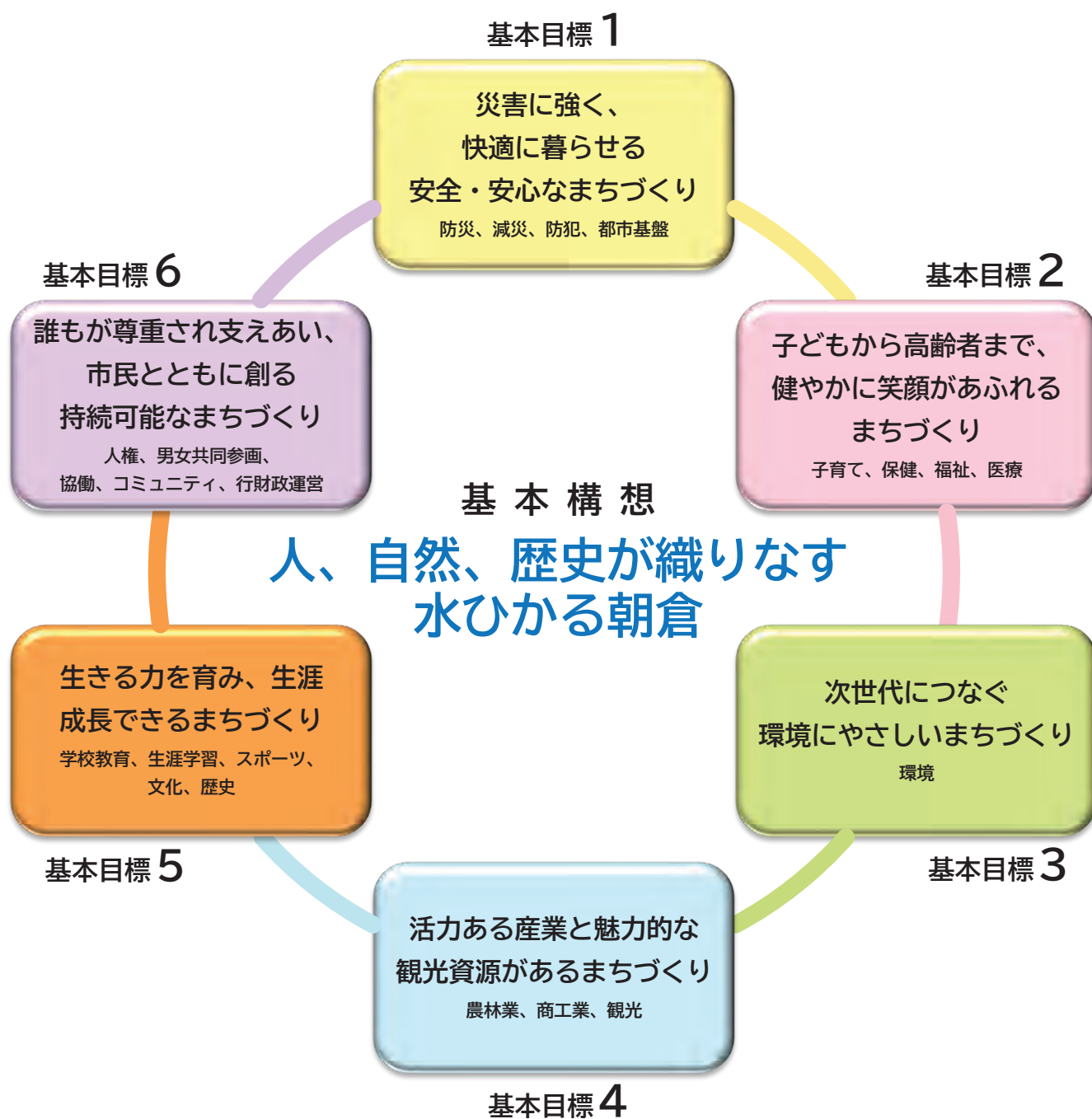
第2章 基本計画体系

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の考え方

将来都市像である「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の実現をめざし、6つの基本目標を設定しました。施策別計画については、めざす姿の達成度を示す成果指標を設定し、まちづくりの進捗状況を評価します。

基本計画の計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。



2. 分野別の考え方

(1) 重点分野の考え方

すべての施策が重要ではありますが、資源（ヒト・モノ・カネ）には限りがあることから、選択と集中による資源の有効活用が求められます。

このため、少子高齢化や人口減少、厳しさを増す財政状況といった朝倉市の現状を踏まえ、112の基本事業のうち、23の基本事業を重点分野として設定し、本計画期間のまちづくりにおいて特に重点的に取り組みます。

(2) 地方創生に関する分野の考え方

朝倉市ならではの豊かさや地域資源を活用した取組により、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるため、朝倉市総合戦略を策定しました。

加えて、国が進めるデジタル田園都市国家構想にあるように、未来技術を活用して、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ、または、違った利便性と魅力を備えた新たな地域づくりに取り組む必要があります。

このため、人口減少の抑制や関係人口の増加に資する基本事業のうち、施策のくくりにとらわれず、27の基本事業を地方創生分野として設定し、本計画期間内のまちづくりにおいて積極的に取り組みます。

(3) 災害からの復旧・復興に関する分野の考え方

記録的な豪雨の影響により、朝倉市内各地で甚大な被害が発生した平成29年7月九州北部豪雨からの復興に向け、本市では、平成30年3月に「朝倉市復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定しました。

復興計画では、「山・水・土、ともに生きる朝倉」を復興ビジョンとして掲げ、3つの基本理念（「①安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生」、「②市民の命を守る安全な地域づくり」、「③地域に活力をもたらす産業・経済の復興」）を設定し、市民に寄り添い、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

本計画では、復興計画との整合性を図りながら、復興計画に関連する施策については、分野にとらわれず、それぞれの施策を連携させながら、全庁を挙げて分野横断的に取り組み、復旧・復興を経て、被災前よりも元気と笑顔があふれ、再び輝く朝倉市をめざします。

3. 基本計画体系一覧

6 基本目標、23 施策、112 基本事業で構成し、まちづくりの全分野を網羅した体系とします。

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
1 災害に強く、 快適に暮らせる 安全・安心な まちづくり (防災、減災、防 犯、都市基盤)	1 防災・減災対策の推進	1 消防体制の充実		
		2 地域防災力の強化	★	★
		3 防災意識の向上		
		4 市の防災体制の整備		
		5 土砂災害・浸水対策の推進		
	2 暮らしの安全対策の推進	1 交通安全意識の啓発		
		2 交通安全施設の整備と維持管理		
		3 防犯対策の推進		
		4 未成年者の非行・犯罪防止		
		5 消費者保護の推進		
	3 交通環境の充実	1 公共交通の利便性向上による利用促進		★
		2 公共交通の利用環境改善		
	4 道路の整備	1 道路・橋りょうの維持管理		
		2 生活道路・基幹道路の整備		
	5 住環境の充実	1 市街地の活性化	★	★
		2 適正な土地利用の推進		
		3 公園の整備・管理の充実		
		4 家屋の適正管理と有効活用		★
	6 上水道の安定供給	1 安全な水道水の供給		
		2 安定した水道水の供給		
		3 県南受水の有効利用		
		4 水道事業の経営安定化		
	7 下水道の整備	1 公共下水道事業の推進		
		2 合併処理浄化槽の推進		
		3 下水道等施設の適切な維持管理		
		4 下水道事業の経営安定化		

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
2 子どもから高齢者 まで、健やかに 笑顔があふれる まちづくり (子育て、保健、 福祉、医療)	8 結婚・出産・子育て 支援の充実	1 出会いから結婚までの支援の充 実		★
		2 保育サービス等の充実		★
		3 親子の健やかな成長支援		
		4 子育て不安の軽減	★	★
		5 児童発達支援の充実		
		6 子どもの人権尊重		
	9 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善		
		2 疾病の予防と健康管理		
		3 こころの健康づくり		
		4 地域医療体制の充実	★	★
		5 感染症対策の推進	★	
		6 国民健康保険制度の適正な運営		
	10 高齢者福祉の充実	1 高齢者の健康づくりの推進		★
		2 介護予防・日常生活支援の充実	★	
		3 生きがいづくりと社会参加の推 進		★
		4 包括的な支援体制の強化		
		5 認知症高齢者への支援の充実		
		6 医療と介護の連携		
		7 地域の実情に応じた生活支援体 制の整備		
		8 後期高齢者保険制度の適正な運 営		
		9 介護保険制度の適正な運営		
	11 障がい福祉の充実	1 自立支援の促進		
		2 自立生活に向けた経済的支援		
		3 社会参加促進と就労支援		
		4 障がいのある人の人権尊重		
	12 地域福祉の充実	1 包括的な相談支援体制の整備		
		2 見守りや支え合いの促進		
		3 地域福祉の担い手育成		
		4 生活保護世帯への自立支援		
		5 生活困窮者への自立支援	★	
		6 公営住宅の提供		

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
3 次世代につながる 環境にやさしい まちづくり (環境)	13 自然環境・生活環境 の保全	1 地球温暖化対策の推進	★	★
		2 環境保全の啓発・推進		
		3 森林の保全		
		4 水環境の保全	★	
		5 生活系公害対策の推進	★	
		6 事業系公害対策の推進		
	14 循環型社会の構築	1 ごみ減量の推進		
		2 リサイクルの推進		
		3 ごみ処理の適正化		
		4 し尿の適正処理とリサイクルの 推進	★	
4 活力ある産業と 魅力的な観光資源 があるまちづくり (農林業、商工 業、観光)	15 農林業の振興	1 地域農業を支える多様な担い手 の育成・確保		★
		2 持続的な営農への支援	★	★
		3 多様な農産物の生産による農業 の振興		★
		4 環境に配慮した農業の推進		
		5 魅力ある朝倉ブランドの推進		★
		6 農林業基盤の整備		
		7 地産地消の推進		
		8 林業の振興		
	16 商工業の振興	1 中小企業の振興	★	★
		2 企業誘致の推進		★
		3 就業の場の創出		★
	17 観光の振興	1 魅力・PRの推進		★
		2 観光情報提供の充実		★
		3 観光資源の活用		★
		4 水をテーマとした観光推進	★	★

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
5 生きる力を育み、 生涯成長できる まちづくり (学校教育、生涯 学習、スポーツ、 文化、歴史)	18 学校教育の充実	1 確かな学力の育成	★	
		2 豊かな心の育成	★	
		3 健やかな体の育成		
		4 開かれた学校づくり		
		5 教育環境の充実	★	
		6 教育支援の充実		
	19 歴史の継承と文化・ 生涯学習・スポーツの振 興	1 生涯学習の推進		
		2 スポーツの推進		
		3 読書活動の推進		
		4 文化芸術活動の推進		
		5 文化財の保存と活用	★	★
6 誰もが尊重され 支えあい、 市民とともに創る 持続可能なまちづ くり (人権、男女共同 参画、協働、コミ ュニティ、行財政 運営)	20 人権の尊重と多様性 社会の推進	1 教育・啓発の推進	★	
		2 人権・同和問題に関する相談・ 支援体制の充実		
		3 男女共同参画の推進と多様性の 理解		
	21 市民協働と活気ある 地域づくりの推進	1 地域コミュニティ活動の活性化	★	★
		2 市民活動の活性化		
		3 移住者増加による地域活性化の 促進	★	★
	22 効率的な行財政運営	1 成果に基づく行政経営の推進		
		2 持続可能な財政運営		
		3 職員の人材育成と組織運営		
		4 利便性の高い行政サービス・自 治体DXの推進	★	★
		5 積極的な情報発信と広聴の充実		★
		6 公共施設等マネジメントの推進	★	
	23 適切な事務の遂行	1 円滑な議会運営支援		
		2 適正な選挙事務の執行		
		3 適正な監査事務の執行		
		4 適正な会計事務の執行		
		5 適切な情報資産の管理		
		6 情報公開・個人情報保護の推進		
		7 適正な課税		

4. SDGs対応表

SDGs 17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の 不平等をなくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
基本目標1	1 防災・減災対策の推進											11		13				17
	2 暮らしの安全対策の推進			3								11					16	17
	3 交通環境の充実									9		11						17
	4 道路の整備			3						9		11						
	5 住環境の充実			3								11						17
	6 上水道の安定供給	1		3			6											
	7 下水道の整備			3			6					11			14			
基本目標2	8 結婚・出産・子育て支援の充実	1	2	3	4	5					10	11					16	17
	9 健康づくりの推進		2	3														
	10 高齢者福祉の充実	1		3					8		10	11					16	17
	11 障がい福祉の充実	1		3	4				8		10	11					16	
	12 地域福祉の充実	1		3							10						16	17
基本目標3	13 自然環境・生活環境の保全							7						13	14	15		17
	14 循環型社会の構築											11	12	13	14	15		17
基本目標4	15 農林業の振興		2						8	9			12		14	15		
	16 商工業の振興								8	9			12					17
	17 観光の振興								8	9			12					
基本目標5	18 学校教育の充実	1	2		4							11	12	13			16	
	19 歴史の継承と文化・生涯学習・スポーツの振興			3	4							11						
基本目標6	20 人権の尊重と多様性社会の推進					5					10						16	17
	21 市民協働と活気ある地域づくりの推進											11						17
	22 効率的な行財政運営							7				11					16	17
	23 適切な事務の遂行											11					16	17

5. 基本目標

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

<背景・課題>

・防災、減災

平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする記録的な豪雨の影響により、朝倉市内各地で被害が発生しました。今後も予期せぬ豪雨や地震等大きな被害が想定される自然災害から生命・財産を守るために、災害に対する備えが重要です。

・防犯（交通事故防止も含む）

市民一人ひとりが加害者・被害者のどちらにもなることのないよう心掛けるとともに、交通事故から市民を守るための交通安全対策や消費者保護等の犯罪対策の強化により、安全・安心なまちづくりを推進することが求められます。

・都市基盤

公共交通サービスの充実を推進するとともに、国道322号、国道386号等の道路網により地域拠点の連携を図ることで、都市機能や地域活力を維持し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるコンパクトで持続可能なまちづくりが求められています。

また、暮らしを支える上水道の充実や下水道の整備による水辺環境の向上、朝倉市の魅力のひとつである豊かな自然と調和した公園や緑地の整備を進めるとともに、住み続けたい、住んでみたいと思うまちづくりを推進していくことが重要です。

<基本目標のめざす姿>

市民が、自然災害に対する備えができ、事件・事故にあわず、快適な住環境で安全・安心に暮らせるように「災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり」をめざします。

<施策の構成>

- 1-1 防災・減災対策の推進
- 1-2 くらしの安全対策の推進
- 1-3 交通環境の充実
- 1-4 道路の整備
- 1-5 住環境の充実
- 1-6 上水道の安定供給
- 1-7 下水道の整備



基本目標2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり

<背景・課題>

・子育て

時代とともに出会いや結婚に関する価値観は多様化していますが、個人の価値観を大事にしながら、出会いや結婚、妊娠を希望する市民を支援し、朝倉市に住み続けてもらうことが人口減少抑制につながります。

また、少子化や働き方の多様化といった社会構造の変化により、幼児期の質の高い教育や総合的な保育の提供、地域の子ども・子育て支援の充実等が求められており、出会い、結婚、妊娠、出産、育児といったそれぞれのライフステージごとに切れ目のない支援を行い、楽しく安心して子育てができる環境づくりが必要です。

・保健、福祉、医療

子どもから高齢者まで、笑顔で健やかに暮らせるように、生活習慣病の予防や重症化予防等の健康づくりの推進が求められています。加えて、1人当たりにかかる医療費が年々増加傾向にあることから、医療費適正化に向けた取組が必要です。

また、朝倉市の高齢化率は、今後、さらに上昇することが見込まれ、高齢者世帯の増加や地域における関係の希薄化等が課題となっていることから、包括的、重層的な支援体制の構築が求められており、住み慣れた地域で高齢者や障がいのある人が自立した生活を送り、社会参加することができる取組を進めることが重要です。

加えて、地域で福祉活動を行う担い手も不足していることから、人材確保や各福祉関係団体と連携していく必要があります。

<基本目標のめざす姿>

次代を担う子どもたちが夢や希望をもって成長でき、高齢になっても健やかで長生きできる環境を形成するため、「子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり」をめざします。

<施策の構成>

- 2-8 結婚・出産・子育て支援の充実
- 2-9 健康づくりの推進
- 2-10 高齢者福祉の充実
- 2-11 障がい福祉の充実
- 2-12 地域福祉の充実



基本目標3 次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり

<背景・課題>

・環境

近年、猛暑や豪雨等、地球温暖化が要因とみられる異常気象による災害が多発しており、地球温暖化対策に取り組むことが必要です。

将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、行政はもとより、市民一人ひとりが環境問題を自身の問題と認識し、これまで以上に地球環境への対策に取り組んでいく必要があります。

朝倉市では、豊かな自然環境を未来へ引き継ぐため、市民や事業者とともに、令和32年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ※¹にするゼロカーボンシティ※²の実現に向けて取り組むことを表明しています。

また、循環型社会※³システムの構築のため、資源リサイクルや環境負荷の少ないエネルギーへの転換・利用促進等が求められています。

<基本目標のめざす姿>

水やみどり、生物多様性を守り、豊かな自然とその恵みを次の世代に引き継いでいくため「次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり」をめざします。

<施策の構成>

3-13 自然環境・生活環境の保全

3-14 循環型社会の構築



用語解説

※1 実質ゼロ	温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。
※2 ゼロカーボンシティ	令和32（2050）年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を表明した自治体のこと。
※3 循環型社会	限りある資源を効率的に利用し、リサイクル等で循環させながら、使い続けていく社会のこと。

基本目標4 活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり

<背景・課題>

・農林業

朝倉市の基幹産業である農林業の振興を図るため、新規就農者及び林業従事者の増加や荒廃農地対策、環境に配慮した農林業の推進等に取り組む必要があります。

また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨で被災した農地の復旧も進んでいることから、営農再開に向けた取組も進めていかなければなりません。

加えて、農家民泊等、多様な形の都市住民等交流も重要です。

・商工業

地域の経済や雇用を支える中小企業の振興を図るとともに、企業誘致を促進し、雇用の安定と拡大をめざすことが重要です。

・観光

朝倉市内を訪れる観光客数は、近年 300 万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、激減しています。

このような状況下、ウィズコロナ時代の観光振興のため、朝倉らしい観光資源に関する情報を国内外に積極的に発信し、認知度とブランド力の向上を図ることが重要です。

また、朝倉市の重要な地域資源である「水」を観光振興に活用し、関係人口の増加をめざします。

<基本目標のめざす姿>

農林業や商工業の振興は、雇用を生み出し、地域経済活性化と市民の収入増加につながります。

また、観光の振興は、関係人口の増加や地域を活性化させることから「活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり」をめざします。

<施策の構成>

- 4-15 農林業の振興
- 4-16 商工業の振興
- 4-17 観光の振興



基本目標5 生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり

<背景・課題>

・学校教育

次代を担う子どもたちが、自ら考え、判断し、行動する力を身につけることのできる教育を推進することが求められており、教育環境においても、地域に開かれた魅力ある学校づくりをめざす必要があります。

・生涯学習、スポーツ、文化、歴史

市民が豊かで充実した人生をおくるためには、市民の興味・関心の多様性に対応した生涯学習※¹やスポーツ、文化芸術活動に取り組める環境づくりが必要です。

そのため、様々な生涯学習やスポーツの機会、施設を充実させることが求められています。

また、地域の文化芸術活動の担い手不足や画一化が懸念されており、子どもや若い世代がこれまで以上に文化芸術に興味を持つような取組が必要となっています。

加えて、将来にわたって残すべき伝統文化や伝統芸能等の保存・継承を進めるとともに、歴史資料は集約化して保存する等、効率的な管理をしながら積極的に活用し、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。

<基本目標のめざす姿>

子どもたちが知・徳・体を身につけるとともに、地域を担う人材として成長できる環境づくりと、市民が学びや体験を通して、生涯成長できる環境づくりのため、「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」をめざします。

<施策の構成>

5-18 学校教育の充実

5-19 歴史の継承と文化・生涯学習・スポーツの振興



用語解説

※1 生涯学習

人々が生涯において行うあらゆる学習。学校教育・家庭教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育、趣味等多様な活動を含める。

基本目標6 誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る 持続可能なまちづくり

<背景・課題>

・人権、男女共同参画

市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、お互いに認めあい、性別、年齢、国籍および障がいの有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会にしていくことが重要です。

また、性別にとらわれることなく、あらゆる分野の活動に参画し、平等に利益を享受し責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりが求められています。

・協働、コミュニティ

朝倉市の人口動態は、自然人口増減および社会人口増減ともに減少となっており、地域社会の担い手不足が一層深刻になっています。人口減少は地域経済活動の縮小や税収の減少、地域コミュニティ組織※¹の機能低下等、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼす懸念があります。一方でテレワーク・リモートワーク※²が浸透し、働き方の多様化等により、都市圏住民の地方への移住機運は高まっています。

このようなことから、人口減少や多様化する市民ニーズ、地域課題への対応には、市民、地域、市民団体や企業等の様々な人達が、まちづくりの担い手としてお互いを認めあい、協働によるまちづくりをより一層推進することが重要です。

・行財政運営

多様化・高度化する市民ニーズに素早く柔軟に対応できる質の高い行政サービスを提供するため、国のデジタル田園都市国家構想が示す新しい技術やデジタル化等により、行政サービスの高度化や効率化をめざす必要があります。

また、施設の老朽化等の課題があることを踏まえ、地域の実情や市民ニーズに細やかに応えられる効果的で自立した行財政運営を行うとともに、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めることが求められます。

<基本目標のめざす姿>

すべての市民の人権が侵害されることなく、家庭、職場、地域等で誰もが活躍できる社会づくりと、行政が責任をもって市民とともにまちづくりを進めていくため、「誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る持続可能なまちづくり」をめざします。

用語解説

※1 地域コミュニティ組織	地域のコミュニティ協議会、区等地縁的つながりのあるさまざまな組織や集まりといった地域共同体的こと。
※2 テレワーク・リモートワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

<施策の構成>

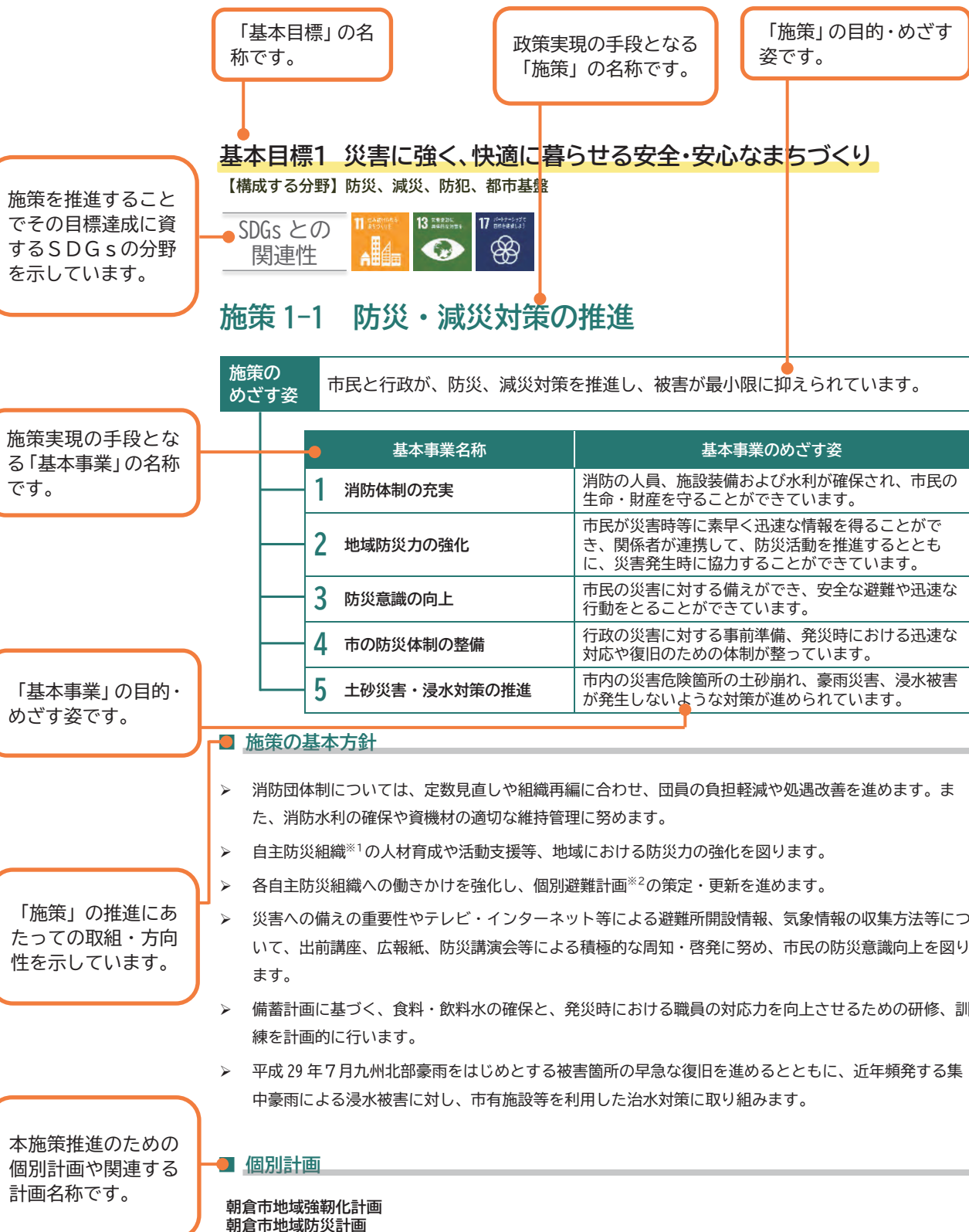
- 6-20 人権の尊重と多様性社会の推進
- 6-21 市民協働と活気ある地域づくりの推進
- 6-22 効率的な行財政運営
- 6-23 適切な事務の遂行



ボランティア活動

第2章 基本計画体系

◇基本計画（施策別計画）の見方



「施策」の名称です。

「施策」のめざす姿の達成度(成果)を測る指標(モノサシ)です。

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

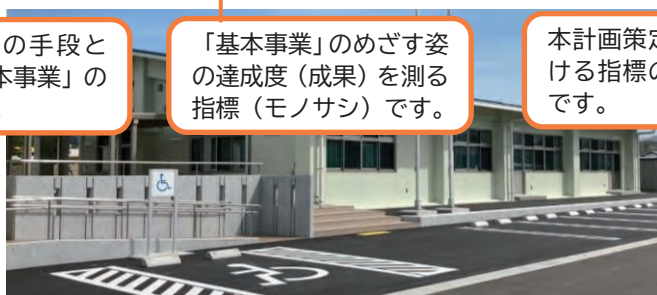
施策名称		施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
防災・減災対策の推進		自然災害、火災による死者数	0人	0人
基本事業名称		基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1	消防体制の充実	火災の発生件数	16件	15件
		火災による死者数	0人	0人
2	地域防災力の強化	自主防災組織の活動実施割合	36.1%	70.0%
		県や市が提供する災害情報入手方法の平均認知数	2.95項目	4項目
		避難行動要支援者※3が安全に避難できる割合	23.9%	40.0%
3	防災意識の向上	防火・防災の備えについて世帯における平均実践項目数	4.64項目	8項目
		避難場所を知っている市民の割合	35.0%	60.0%
4	市の防災体制の整備	災害時の支援体制の福岡県基準未達項目数	0項目	0項目
		職員の防災・災害時関連の研修・訓練回数	1回	2回
5	土砂災害・浸水対策の推進	土砂災害対策整備割合	53.8%	94.5%
		床下および床上浸水件数	4件	0件

施策実現の手段となる「基本事業」の名称です。

「基本事業」のめざす姿の達成度(成果)を測る指標(モノサシ)です。

本計画策定時における指標の現状値です。

本計画の終了年度までに達成をめざす目標値です。



久喜宮地域防災拠点施設

施策内の用語解説です。

用語解説

※1 自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の団体のこと。
※2 個別避難計画	災害が発生する恐れがある場合に、迅速かつ適切な避難を行うため、避難行動要支援者ごとに、避難支援に関する情報(支援者や避難先等)をあらかじめ定められたもの。
※3 避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等、災害時において特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-1 防災・減災対策の推進

施策の
めざす姿

市民と行政が、防災、減災対策を推進し、被害が最小限に抑えられています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 消防体制の充実	消防の人員、施設装備および水利が確保され、市民の生命・財産を守ることができています。
2 地域防災力の強化	市民が災害時等に素早く迅速な情報を得ることができ、関係者が連携して、防災活動を推進するとともに、災害発生時に協力することができています。
3 防災意識の向上	市民の災害に対する備えができ、安全な避難や迅速な行動をとることができています。
4 市の防災体制の整備	行政の災害に対する事前準備、発災時における迅速な対応や復旧のための体制が整っています。
5 土砂災害・浸水対策の推進	市内の災害危険箇所の土砂崩れ、豪雨災害、浸水被害が発生しないような対策が進められています。

■ 施策の基本方針

- 消防団体制については、定数見直しや組織再編に合わせ、団員の負担軽減や処遇改善を進めます。また、消防水利の確保や資機材の適切な維持管理に努めます。
- 自主防災組織^{※1}の人材育成や活動支援等、地域における防災力の強化を図ります。
- 各自主防災組織への働きかけを強化し、個別避難計画^{※2}の策定・更新を進めます。
- 災害への備えの重要性やテレビ・インターネット等による避難所開設情報、気象情報の収集方法等について、出前講座、広報紙、防災講演会等による積極的な周知・啓発に努め、市民の防災意識向上を図ります。
- 備蓄計画に基づく、食料・飲料水の確保と、発災時における職員の対応力を向上させるための研修、訓練を計画的に行います。
- 平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする被害箇所の早急な復旧を進めるとともに、近年頻発する集中豪雨による浸水被害に対し、市有施設等を利用した治水対策に取り組みます。

■ 個別計画

朝倉市地域強靱化計画
朝倉市地域防災計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称		施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
防災・減災対策の推進		自然災害、火災による死亡者数	0人	0人
				
基本事業名称		基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1	消防体制の充実	火災の発生件数	16件	15件
		火災による死亡者数	0人	0人
2	地域防災力の強化	自主防災組織の活動実施割合	36.1%	70.0%
		県や市が提供する災害情報入手方法の平均認知数	2.95項目	4項目
		避難行動要支援者※3が安全に避難できる割合	23.9%	40.0%
3	防災意識の向上	防火・防災の備えについて世帯における平均実践項目数	4.64項目	8項目
		避難場所を知っている市民の割合	35.0%	60.0%
4	市の防災体制の整備	災害時の支援体制の福岡県基準未達項目数	0項目	0項目
		職員の防災・災害時関連の研修・訓練回数	1回	2回
5	土砂災害・浸水対策の推進	土砂災害対策整備割合	53.8%	94.5%
		床下および床上浸水件数	4件	0件



久喜宮地域防災拠点施設

用語解説

※1 自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の団体のこと。
※2 個別避難計画	災害が発生する恐れがある場合に、迅速かつ適切な避難を行うため、避難行動要支援者ごとに、避難支援に関する情報（支援者や避難先等）をあらかじめ定めたもの。
※3 避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等、災害時において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-2 くらしの安全対策の推進

施策の
めざす姿

交通事故や犯罪が減り、市民が安全に暮らしています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 交通安全意識の啓発	市民が交通安全に対する正しい知識を身につけ、交通安全に心がけています。
2 交通安全施設の整備と維持管理	交通安全施設が適切に維持管理、整備され、交通の安全性が確保されています。
3 防犯対策の推進	防犯設備が整備され、犯罪が起きにくい環境が整っています。
4 未成年者の非行・犯罪防止	未成年者が地域の見守り活動等により健全に育成され、犯罪に巻き込まれずに安心して暮らしています。
5 消費者保護の推進	市民が安全・安心な消費生活をする事ができています。

■ 施策の基本方針

- 市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故の少ない安全なまちづくりをめざし、警察や交通安全指導委員会等と連携し、街頭啓発活動等に取り組みます。
- 地域からの情報や巡回等により、交通安全施設の適切な維持管理を行うとともに、道路利用状況の変化に対応して整備を進めます。
- 宅地化等により道路の利用状況が変化していることから、現況に応じてカーブミラー等の交通安全施設整備に取り組みます。
- 犯罪を未然に防止するため、各地域の防犯灯や防犯カメラの設置を推進するとともに、市民の防犯意識向上につながる啓発活動等に取り組みます。
- 青少年が、非行や犯罪に巻き込まれることなく、健全に成長できるまちづくりをめざし、地域の見守りや啓発活動等の強化に取り組みます。
- 多様化する消費者トラブルの未然防止と解決を図るため、消費生活相談体制を確保します。

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
くらしの安全対策の推進	犯罪認知件数(年)	210件	100件
	交通事故発生件数(年)	193件	145件



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 交通安全意識の啓発	交通安全のため実践している事項数	8.5項目	9項目
2 交通安全施設の整備と維持管理	交通安全施設維持管理上の不具合改善率	82.1%	90.0%
	交通安全施設設置数(累計)	30箇所	120箇所
3 防犯対策の推進	防犯灯・防犯カメラの設置要望対応率	100%	100%
4 未成年者の非行・犯罪防止	青少年の検挙補導件数	8件	5件
	未成年者が犯罪に巻き込まれた件数(朝倉署管内)	23件	15件
5 消費者保護の推進	消費者トラブルへの対応策を知っている市民の割合	84.9%	88.0%
	相談により問題解決または解決策を提示した割合	99.6%	99.0%



交通安全キャンペーン

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

資料編

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-3 交通環境の充実

施策の
めざす姿

公共交通機関が維持され、生活交通が確保されています。

	基本事業名称	基本事業のめざす姿
1	公共交通の利便性向上による利用促進	生活交通の運行ダイヤ、経路の利便性が維持・改善され、市民が公共交通機関を利用しています。
2	公共交通の利用環境改善	駅やバス停が便利で快適に利用できるよう改善されています。

■ 施策の基本方針

- 車の免許保有率の高さやモータリゼーション※¹の進展、人口減少、さらに新型コロナウイルスの影響等も加わり、公共交通の利用者数は年々減少傾向にあるため、地域コミュニティや交通事業者等と更なる連携を図り、公共交通（鉄道・路線バス・あいのりタクシー等）の利用を促進することにより、持続可能な地域公共交通の形成に取り組めます。
- 公共交通利用者が駅やバス停を快適に利用できるよう、地域や交通事業者等と連携して、駅やバス停の待合施設の環境改善を図ります。

■ 個別計画

朝倉市地域公共交通網形成計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
交通環境の充実	生活交通（通勤、通学、通院、買い物）の路線数	13 路線	13 路線



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 公共交通の利便性向上による利用促進	公共交通（鉄道・路線バス・あいのリタクシー等）の利用者数 ※西鉄甘木線、西鉄バス、西鉄高速バス除く	1,314,029 人	1,310,000 人
	鉄道の運行（本数、ダイヤ）が不足して困っていると思う市民の割合	38.1%	33.0%
	バスの運行（本数、ダイヤ）が不足して困っていると思う市民の割合 ※高速バスは除く	57.6%	50.0%
2 公共交通の利用環境改善	駅やバス停の利用環境に満足している市民の割合	33.0%	36.0%



あいのリタクシー

用語解説

※1 モータリゼーション

自動車が輸送機関としてだけでなく、生活必需品として入り込んでいる状態のこと。

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-4 道路の整備

施策の
めざす姿

自動車利用者・自転車利用者・歩行者が、市内外へ円滑に移動できる安全な道路環境になっています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 道路・橋りょうの維持管理	市内の道路・橋りょうが適切に維持管理され、安全で安心して通行できるようになっています。
2 生活道路・基幹道路の整備	生活道路や基幹道路が整備され、集落内や集落間を円滑に移動できる道路環境になっています。

■ 施策の基本方針

- 道路の舗装・側溝については、日常点検とあわせて地域からの情報や巡回等により、維持管理に取り組めます。
- 災害復旧や大型施設建設等の大規模工事にともなう大型車両の通行等により、道路舗装の損傷が進んでいることから、損傷や工事進捗状況を踏まえて補修を進めます。
- 橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき、5年ごとの点検により状態を把握し、適切な補修を行うことで、施設の延命を図るとともに、安全・安心な施設であるように取り組みます。
- 生活道路については、宅地化等による道路利用状況の変化にともない、道路幅の狭い箇所や見通しの悪い箇所等の整備に取り組めます。
- 街路樹については、道路に障害をおよぼす、または、老木化している等の問題があるときには、危険性・緊急性を鑑み、適宜、撤去等を進めます。

■ 個別計画

朝倉市橋梁長寿命化修繕計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
道路の整備	市内・市外への移動が円滑な道路環境だと思ふ市民の割合	76.5%	78.0%
	市が管理する道路・橋りょうの維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0件	0件



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 道路・橋りょうの維持管理	道路維持補修に関する対応割合	87.8%	90.0%
	橋りょうの健全性※1 ⅢおよびⅣ（危険）の箇所数	5橋	0橋
2 生活道路・基幹道路の整備	道路の拡幅・改良・新設延長（累計）	100.4km	107.2km
	視覚障がい者用誘導施設※2の整備延長（累計）	14.6km	15.96km



下戸河内1号橋(上秋月)

用語解説

※1 橋（きょう）りょうの健全性	橋長2m以上の橋りょうに対して実施される点検により、Ⅰ（安全）～Ⅳ（危険）に区分される指標で、Ⅲが「早期に監視や対策を行う必要がある状態」、Ⅳが「緊急に対策を行う必要がある状態」と判定されたもの。
※2 視覚障がい者用誘導施設	歩道等歩行者通行箇所へ設置される誘導ブロック（通称：点字ブロック）のこと。

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-5 住環境の充実

施策の
めざす姿

市域が適正に土地活用され、良好な住環境が整備されています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 市街地の活性化	市街地の住居系・商業系用途地域※1の利便性改善、土地の有効利用により定住人口が増加しています。
2 適正な土地利用の推進	市街地以外の市域について、法令を遵守し、近隣の住環境と調和した開発が進められています。
3 公園の整備・管理の充実	適正な公園管理により、市民、公園利用者が安全安心に憩いの場として公園利用ができています。
4 家屋の適正管理と有効活用	市内の住宅が安全なかたちで有効に利活用されています。

■ 施策の基本方針

- 都市機能や地域活力を維持し、暮らし続けることができるコンパクトで持続可能なまちづくりが求められていることから、新市庁舎と甘木駅周辺を中心としたまちづくりを行い、市街地の定住人口増加を図ります。
- 1,000㎡以上の開発行為※2については、朝倉市開発事前審査会による法令等に基づいた指導を行い、適正な土地利用を推進します。
- 公園施設については、朝倉市公園施設長寿命化計画※3に基づき、適正な維持管理を行います。
- 増加傾向にある空き家については、所有者へ適正な管理を促すとともに、朝倉市空き家バンク制度※4により有効活用を推進します。また、既存家屋については、改修に対する助成を行います。

■ 個別計画

第2次朝倉市国土利用計画
朝倉市立地適正化計画
朝倉市空家等対策計画

朝倉市第1次都市計画マスタープラン
朝倉市公園施設長寿命化計画
朝倉市耐震改修促進計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
住環境の充実	住環境が適正に整備されていると思う市民の割合	82.7%	85.0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 市街地の活性化	住居系・商業系用途地域に係る地区内の定住人口	20,251 人	21,000 人
	住居系・商業系用途地域に係る地区内の新築件数	74 件	100 件
2 適正な土地利用の推進	開発行為審査件数	15 件	15 件
3 公園の整備・管理の充実	憩いの場としての公園満足度	59.6%	70.0%
4 家屋の適正管理と有効活用	空き家除去件数（累計）	13 件	60 件
	既存家屋改修および空き家の有効利用件数（累計）	43 件	160 件



甘木中央公園

用語解説

※1 用途地域	用途地域は、住居、商業、工業等市街地の大概としての土地利用を定めるもので13種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決定される。
※2 開発行為	主として建築物の建築を目的に行う土地の区画形質の変更のこと。
※3 朝倉市公園施設長寿命化計画	公園施設の計画的な維持管理を定めた計画のこと。
※4 朝倉市空き家バンク制度	空き家の売却または賃貸等を希望する所有者から申込みを受けた情報を、市内への居住等を目的として空き家の購入または賃貸を希望する人に対し紹介する制度。空き家の情報収集および情報発信を行うことにより空き家を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図るもの。

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-6 上水道の安定供給

施策の
めざす姿

市民が上水道の水質と安定供給に満足しています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 安全な水道水の供給	市民に安全な水道水が供給されています。
2 安定した水道水の供給	水道施設が適正に維持管理がされ、安定的に水道水が供給されています。
3 県南受水※1の有効利用	行政が県南受水を有効利用するための整備を進めています。
4 水道事業の経営安定化	水道事業が安定的に経営されています。

■ 施策の基本方針

- 安定した水道水の供給のため、老朽化が進みつつある水道施設の更新計画策定に取り組みます。
- 小石原川ダムの完成にともない、増加した県南受水の活用を図ります。
- 今後の施設の老朽化や人口減少等を踏まえた経営状況に対する検討を行い、持続可能な水道事業の経営をめざします。
- 水道管の未普及地域の整備については、現在敷設している近隣地域から、経営状況等を考慮しながら検討していきます。

■ 個別計画

朝倉市水道事業経営戦略

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
上水道の安定供給	上水道に対する満足度	87.7%	90.0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 安全な水道水の供給	水質基準適合率	100%	100%
2 安定した水道水の供給	大規模断水事故件数 (30 世帯以上)	0 件	0 件
3 県南受水の有効利用	県南受水送水管整備率	0%	33.8%
4 水道事業の経営安定化	料金回収率※2	97.3%	100%



用語解説

※1 県南受水	福岡県南広域水道企業団の浄水施設から送水される水道水のこと。
※2 料金回収率	給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標（給水収益/費用合計）のこと。

基本目標1 災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり

【構成する分野】防災、減災、防犯、都市基盤

SDGs との
関連性



施策 1-7 下水道の整備

施策の
めざす姿

公共用水域の水質保全を図るために、適正な汚水処理を行う世帯が増えています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 公共下水道事業の推進	認可区域内の下水道が整備され、利用が促進されることで、快適な住環境と適正な汚水処理がされています。
2 合併処理浄化槽の推進	合併処理浄化槽が設置され、快適な住環境と適正な汚水処理がされています。
3 下水道等施設の適切な維持管理	下水道等施設が適切に維持管理されることにより、公共用水域の水質が保全されています。
4 下水道事業の経営安定化	下水道事業が安定的に経営されています。

■ 施策の基本方針

- 衛生的で快適な市民生活を確保するため、下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備が重要です。地域の実情にあった整備手法により、効率的・効果的に汚水処理を実施します。
- 公共下水道事業については、現在、筑後川中流右岸流域関連公共下水道と特定環境保全公共下水道の整備を進めています。
- 新たな下水道整備区域では、早期接続者に対する補助制度を設ける等、下水道への接続を促進します。
- 汚水処理施設の改築・更新を計画的に進め、施設の機能向上を図ります。
- 単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽等への転換を促進し、水質の改善を図ります。
- 下水道事業を持続的・安定的に運営するために、下水道施設の広域化・共同化の検討等を行い、経営の安定を図ります。

■ 個別計画

朝倉市汚水処理施設整備構想
朝倉市下水道事業経営戦略

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
下水道の整備	汚水処理人口普及率※1	86.98%	91.29%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 公共下水道事業の推進	公共下水道の整備面積(累計)	921.73ha	1,004.44ha
	公共下水道接続率	76.03%	80.03%
2 合併処理浄化槽の推進	合併処理浄化槽の設置基数(R5~R8 累計)	-	240基
3 下水道等施設の適切な維持管理	下水道等処理施設の放流水質基準達成率	100%	100%
4 下水道事業の経営安定化	下水道事業の経費回収率※2	86.41%	88.41%



秋月浄化センター

用語解説

※1 汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設等および合併処理浄化槽を利用できる人口を総人口で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標のこと。
※2 経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標のこと。使用料水準等を評価することが可能である。

基本目標2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり

【構成する分野】子育て、保健、福祉、医療

SDGs との
関連性



施策 2-8 結婚・出産・子育て支援の充実

施策の
めざす姿

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの包括的な支援体制が整い、楽しく安心して子どもを生み育てることができています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 出会いから結婚までの支援の充実	結婚を希望する人の出会いの機会が確保されています。
2 保育サービス等の充実	保育サービスや放課後の居場所の充実により、保護者が安心して子どもを預けられます。
3 親子の健やかな成長支援	妊婦と乳幼児の保護者が適切な健康管理を行い、子どもが健やかに成長しています。
4 子育て不安の軽減	妊娠期から子育て期までの不安や負担が軽減され、楽しんで子育てができています。
5 児童発達支援※1の充実	支援を必要とする子どもが適性に応じた切れ目ないサービスや支援を受けられ、成長しています。
6 子どもの人権尊重	子どもの人権が守られ、健やかに成長しています。

施策の基本方針

- 未婚化・晩婚化が進む中、結婚を希望する人への出会いの場の提供やサポート等、出会いから結婚までの支援を行います。
- 保育所、認定こども園、学童保育所において、待機児童が発生しないよう、保育提供体制を維持するとともに、多様化する保育ニーズへの対応や質の向上を図ります。
- 妊娠期から乳幼児期まで、子どもが健やかに成長できるよう、包括的で切れ目のない支援を行います。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、保護者を孤立させないよう相談体制の強化に取り組みます。
- 発達支援を必要とする子どもが、適性に応じた切れ目のない支援を受けられるよう、療育サービスの充実等に取り組みます。
- 子どもの人権が守られ健やかに成長できるよう、関係機関と連携しながら児童虐待等の早期発見と防止に取り組みます。

個別計画

第2期朝倉市子ども・子育て支援事業計画
第2期朝倉市障がい児福祉計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
結婚・出産・子育て支援の充実	子育てサービスや支援体制が整っていると思う保護者の割合	73.5%	82.0%

基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 出会いから結婚までの支援の充実	お見合い回数（縁結び会員等）	28 回	50 回
2 保育サービス等の充実	保育所・学童保育所の待機児童数	0 人	0 人
3 親子の健やかな成長支援	妊婦健診の平均受診回数	11.5 回	11 回
	乳幼児健診平均受診率	96.8%	100%
	むし歯のない3歳児の割合	84.95% (令和2年度)	90.0% (令和7年度)
4 子育て不安の軽減	子育てに前向きに取り組んでいる市民の割合	96.1%	96.1%
	育てにくさを感じた時に対処できる方法を知っている保護者の割合	83.3%	90.0%
	子どもの医療費に関する負担軽減額	181,271 千円	182,000 千円
5 児童発達支援の充実	児童発達支援および放課後等デイサービスの利用者数	1,513 人	2,000 人
6 子どもの人権尊重	児童の一時保護※2件数	14 件	14 件



あさくら“縁”結び応援事業（パンフレット）



用語解説

※1 発達支援	障がいのある子どもや、その可能性がある子どもに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、現在困っていることの解決と、将来の自立と社会参加をめざし支援すること。
※2 一時保護	子どもの生命の安全の確保および現在の環境におくことが明らかに看過できないと判断される場合に、児童相談所が子どもを一時的に保護する行為のこと。

基本目標2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり

【構成する分野】子育て、保健、福祉、医療

SDGs との
関連性



施策 2-9 健康づくりの推進

施策の
めざす姿

市民が、生涯を通じて健康でこころ豊かに暮らすことができます。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 生活習慣の改善	市民が良い生活習慣を実践しています。
2 疾病の予防と健康管理	市民が定期的に健診を受診し、自分の健康管理を行っています。
3 こころの健康づくり	市民のこころの健康が保たれ、健やかに暮らしています。
4 地域医療体制の充実	市民が安心して医療を受けることができます。
5 感染症対策の推進	市民が基本的な感染症対策を実践するとともに、予防接種による感染症予防ができています。
6 国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険被保険者が保険制度の理解と適正な受診を行うことで、保険制度が適正に運用されています。

■ 施策の基本方針

- 朝倉市健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸をめざし、生活習慣病予防対策に取り組みます。
- 主要死因の半数以上を占める生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）を減少させるため、受けやすい健康診査の環境づくりと、健診受診率の向上に取り組みます。
- 朝倉市自殺対策計画に基づき、地域や関係機関と連携を図りながら、こころの健康づくりを推進します。
- 病気やケガで困った時に、安心して受診できる身近な医療機関（かかりつけ医※¹）を持つことを推奨するとともに、引き続き休日夜間初期急患診療を受けることができる体制を確保します。
- 市の直営診療所においては、予防医療の充実や市民ニーズに応じた診療を行います。
- 基本的な感染症対策を実践することの必要性を周知するとともに、予防接種による感染症予防対策等に取り組みます。また、ワンヘルスの理念のもと、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症対策等により、人への感染症発症予防やまん延防止に取り組みます。

■ 個別計画

第2次朝倉市健康増進計画
第3期特定健診等実施計画

朝倉市第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
朝倉市自殺対策計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
健康づくりの推進	人口千人当たりの15歳から64歳までの病気等での死亡率 ※ケガ、事故を除く	1.4%	1.0%

基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 生活習慣の改善	健康により生活習慣の市民平均実践項目数	3.7 項目	5 項目
2 疾病の予防と健康管理	特定健診受診率	36.0%	60.0%
	この1年間で、がん検診を受診した市民の割合	34.2%	40.0%
3 こころの健康づくり	自殺者数(直近5年間平均)	9.4 人	8 人
4 地域医療体制の充実	かかりつけ医を持っている市民の割合	72.4%	75.0%
	休日、夜間の急病時に、朝倉医師会病院の「休日夜間急患センター」で受診できることを知っている市民の割合	85.0%	90.0%
5 感染症対策の推進	麻しん・風しん2期予防接種率	96.8%	95.0%
6 国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険税現年度収納率	96.2%	96.2%
	国民健康保険被保険者一人あたりの医療費	464,419 円	534,000 円



朝倉診療所

用語解説

※1 かかりつけ医 日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師のこと。

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり

【構成する分野】子育て、保健、福祉、医療

SDGs との
関連性



施策 2-10 高齢者福祉の充実

施策の
めざす姿

高齢者が健康で長生きでき、地域の支えあいにより安心して生活できています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 高齢者の健康づくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らすことができます。
2 介護予防・日常生活支援の充実	介護が必要とならないように予防し、また介護が必要となっても自立した日常生活を送ることができます。
3 生きがいづくりと社会参加の推進	高齢者がやりがいや生きがいを持ち、心豊かな生活を送ることができます。
4 包括的な支援体制の強化	地域包括支援センター※1の充実により、住み慣れた地域で高齢者の人権が守られ、安全・安心な自分らしい暮らしができています。
5 認知症高齢者への支援の充実	市民の認知症に対する理解を深め、見守り支援ができています。
6 医療と介護の連携	高齢者が在宅医療と介護の連携によるサービスを受けられています。
7 地域の実情に応じた生活支援体制の整備	高齢者が地域の実情に応じた生活支援サービス（地域主体、行政主体）を受けることができます。
8 後期高齢者保険制度の適正な運営	後期高齢者保険被保険者が保険制度の理解と適正な受診を行うことで、保険制度が適正に運用されています。
9 介護保険制度の適正な運営	介護保険被保険者が保険制度の理解と適正な受給を行うことで、保険制度が適正に運用されています。

■ 施策の基本方針

- 高齢者の健康づくりや介護予防、フレイル※2予防、生きがいづくりやみんなで高齢者を支える仕組みづくりを推進するため、包括的な支援体制の強化、認知症高齢者等への支援、医療と介護の連携、生活支援体制整備事業の充実等を図ります。特に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて取り組みます。

■ 個別計画

第9期高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
高齢者福祉の充実	要介護認定を受けていない65～74歳の高齢者の割合	96.5%	96.5%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 高齢者の健康づくりの推進	要支援認定における新規認定者の平均年齢	81.9歳	83.0歳
2 介護予防・日常生活支援の充実	介護サービス以外の介護予防・生活支援サービス事業の利用者数(延べ数)	5,243人	6,256人
3 生きがいづくりと社会参加の推進	生きがいを持っている高齢者の割合	88.5%	90.0%
	社会参加・交流をしている高齢者の割合	53.9%	60.0%
4 包括的な支援体制の強化	高齢者の相談件数	8,866件	9,300件
	高齢者の権利が侵害された件数	3件	0件
5 認知症高齢者への支援の充実	認知症サポーター養成講座および認知症ステップアップ講座の受講者数	67人	300人
6 医療と介護の連携	在宅医療と介護が連携できていると思う介護従事者の割合	90.6%	93.0%
7 地域の実情に応じた生活支援体制の整備	第2層協議体※3設置数	5か所	17か所
	多様な生活支援サービスにより見守られている高齢者の数(延べ数)	5,706人	6,994人
8 後期高齢者保険制度の適正な運営	後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	99.89%	99.89%
	後期高齢者保険一人あたりの医療費	1,190,000円	1,250,000円
9 介護保険制度の適正な運営	介護保険料収納率(現年度分)	99.52%	99.54%
	介護保険一人あたりの給付金額(第1号被保険者)	293,098円	332,607円

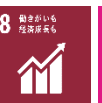
用語解説

※1 地域包括支援センター	市内に3か所ある地域の高齢者の相談窓口のこと。いつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう介護・介護予防、福祉・健康・医療、権利擁護等に関する様々な相談・支援を行う。
※2 フレイル	健常から要介護へ移行する中間の段階のこと(虚弱な状態)。日本老年医学会が2014年に提唱した概念。加齢に伴い心身が衰え、社会とのつながりが減少した状態であるが、早期発見と適切な支援等により改善できるとされる。
※3 第2層協議体	地域住民や団体、事業所、社会福祉協議会、行政等が地域の支え合いについて協議する場のこと。日常生活圏域(コミュニティ単位)で設置する。

基本目標2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり

【構成する分野】子育て、保健、福祉、医療

SDGs との
関連性



施策 2-11 障がい福祉の充実

施策の
めざす姿

障がいのある人が、安心して地域で自立した生活ができています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 自立支援の促進	障がいのある人が障がいの特性や能力に応じて適正なサービスを受けられ、自立が促進されています。
2 自立生活に向けた経済的支援	障がいのある人が自立支援医療による助成を受け、経済的負担が軽減されています。
3 社会参加促進と就労支援	障がいのある人が自分にあった働き方ができ、社会参加が促進されています。
4 障がいのある人の人権尊重	障がいのある人の人権が守られています。

施策の基本方針

- 障害者総合支援法※1・児童福祉法に基づき、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援等、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を進めていきます。
- 自立生活に向けた暮らしやすい福祉支援体制の構築をめざし、適切な医療および福祉サービスが受けられるよう取り組みます。
- 就労を望む障がいのある人が自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる就労・雇用機会の拡大をめざすとともに、地域の中で自分らしく活躍できるよう、社会参加の促進に取り組みます。
- 障がいのある人の権利が侵害されることのないまちづくりをめざして、啓発に取り組みます。

個別計画

第2期朝倉市障がい者計画
第6期朝倉市障がい福祉計画
第2期朝倉市障がい児福祉計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
障がい福祉の充実	在宅で生活している障がいのある人の割合	96.6%	96.6%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 自立支援の促進	障がい福祉サービス※2の利用者数(延べ数)	9,753人	10,850人
2 自立生活に向けた経済的支援	自立支援医療※3による助成を受け、経済的負担が軽減されている障がいのある人の数	1,076人	1,180人
3 社会参加促進と就労支援	自立支援給付の実利用者数(訓練等給付)	341人	420人
4 障がいのある人の人権尊重	障がいのある人の権利が侵害された件数	0件	0件



用語解説

※1 障害者総合支援法	正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。
※2 障がい福祉サービス	障害者総合支援法で定めるサービス(介護給付・訓練等給付)の総称のこと。
※3 自立支援医療	障がいのある人が治療や手術等を行うことで、障がいの進行を防いだり、障がいを軽減することが可能な場合に、医療費の自己負担額を軽減する制度のこと。

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり

【構成する分野】子育て、保健、福祉、医療

SDGs との
関連性



施策 2-12 地域福祉の充実

施策の
めざす姿

包括的な支援や住民同士の助け合いで、互いに支え合うまちづくりが進められています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 包括的な相談支援体制の整備	市民が様々な相談をすることができています。
2 見守りや支え合いの促進	市民、地域による見守り、支え合いの活動が促進されています。
3 地域福祉の担い手育成	市民が支えあいの重要性を理解し、福祉活動に積極的に参加しています。
4 生活保護世帯への自立支援	生活保護世帯の最低限度の生活が保障され、就労支援により自立が促進されています。
5 生活困窮者への自立支援	生活困窮者が個人の状況に応じた支援により、自立が促進されています。
6 公営住宅の提供	住宅に困窮する低額所得者が、適切な維持管理がされた低廉な家賃の住宅に住むことができています。

施策の基本方針

- 地域住民や多様な団体が主体的に参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、関係機関との連携を図り、重層的な支援に取り組みます。
- 地域福祉の重要性について啓発し、地域を支える人材の育成を図り、住民同士が相互に助け合うことができる地域づくりを進めます。
- 生活保護が必要な人に適正な生活保障を行うとともに、就労可能な人には自立を促進するための就労支援を行います。
- 生活に困窮する人が自立して生活できるよう、個人または世帯の状況に応じた支援を行います。
- 朝倉市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な維持管理を行い、住宅に困窮する人に住居が提供できるよう取り組みます。

個別計画

朝倉市地域福祉計画
朝倉市公営住宅等長寿命化計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地域福祉の充実	地域の住民が互いに支えあっていると思う市民の割合	64.1%	69.0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 包括的な相談支援体制の整備	福祉に関する相談先を知らない市民の割合	29.2%	20.0%
2 見守りや支え合いの促進	社会福祉協議会の見守り支援事業で見守られている人の数(延べ数)	17,355人	25,000人
3 地域福祉の担い手育成	地域福祉活動に担い手として参加している市民の割合	17.1%	25.0%
4 生活保護世帯への自立支援	就労支援による就労可能な被保護者世帯の就職率	37.5%	45.0%
5 生活困窮者への自立支援	生活困窮者支援によって就労または収入が増加した人の割合	36.4%	40.0%
6 公営住宅の提供	収入超過者※1以外の入居者の割合	92.9%	94.0%
	朝倉市公営住宅等長寿命化計画の進捗率(R5~R8累計)	-	100%



登校見守り



市営鳩胸団地鳥瞰図(イメージ)

用語解説

※1 収入超過者

市営住宅に3年以上入居し、収入申告により認定された収入月額が政令で定める基準を超える人のこと。

基本目標3 次世代につながる環境にやさしいまちづくり

【構成する分野】環境

SDGs との
関連性



施策 3-13 自然環境・生活環境の保全

施策の
めざす姿

市民、事業者、行政が、脱炭素および環境保全に取り組み、自然に負荷をかけないまちづくりが進んでいます。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 地球温暖化対策の推進	市民、事業者、行政が省エネや再生エネルギーの活用を増やし、脱炭素が進んでいます。
2 環境保全の啓発・推進	市民、地域、行政が環境保全活動に取り組み、自然が保全されています。
3 森林の保全	森林の水源のかん養機能、温暖化の緩和、災害の防止等が発揮されるよう整備されています。
4 水環境の保全	水質が保全されるとともに、地下水量に不安なく、安心して暮らすことができます。
5 生活系公害対策の推進	市民がルールやマナーを守り、良い生活環境が保たれています。
6 事業系公害対策の推進	事業者が法令に沿って各種の基準を遵守し、公害の発生が防止されています。

施策の基本方針

- 朝倉市ゼロカーボンシティ宣言や朝倉市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量を平成25年度を基準に、令和12年度は46%削減、令和32年度は実質ゼロを目標とし、公共施設等の改修に併せた省エネ化や、住宅や事業所からの排出量の削減推進に取り組みます。
- 市民の環境問題に対する意識向上のため、環境保全活動や環境啓発活動に積極的に取り組みます。
- 森林の保全については、水源かん養、山地災害の防止、生活環境の保全・形成等の森林の多面的機能を確保するために、災害復旧等の状況を踏まえ、機能に応じた森林資源の整備を促進します。
- 地下水に対する市民の不安軽減のため、地下水位モニタリングにより傾向を把握するとともに、定期的な水質検査を実施し、水質監視に取り組みます。
- 公害対策については、市民および事業者向けの法令遵守やマナーの啓発、指導に取り組みます。
- ワンヘルスの理念のもと、市民が狂犬病予防法に基づき犬の適切な管理を行えるよう、登録制度等の周知・啓発に取り組みます。

個別計画

朝倉市地球温暖化対策実行計画
第2次朝倉市環境基本計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称		施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
自然環境・生活環境の保全		温室効果ガス排出量（市全体）	844.7 千 t-CO2	695.72 千 t-CO2
				
基本事業名称		基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1	地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量（市の公共施設）	7,236.9 t-CO2	5,939.4 t-CO2
		再生可能エネルギー導入容量	58,944 kW	77,032 kW
2	環境保全の啓発・推進	環境保全活動等の開催数	1 回	10 回
		省エネに取り組む市民の数（エコふぁみアプリ※1登録者数）	205 人	1,000 人
3	森林の保全	森林を保全した面積（累計）	216ha	900ha
4	水環境の保全	水質基準適合率	92.8%	100%
		地下水枯渇による生活維持困難件数	0 件	0 件
5	生活系公害対策の推進	草刈り苦情やペットの飼い方への苦情の長期未解決（1年以上）件数 ※通知等対応済み苦情を除く	1 件	0 件
6	事業系公害対策の推進	事業系公害に対する苦情の長期未解決（1年以上）件数	4 件	0 件



用語解説

※1 エコふぁみアプリ

省エネ・省資源等地球環境にやさしい活動への取組を支援する九州7県の公式環境アプリのこと。

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標3 次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり

【構成する分野】 環境

SDGs との
関連性



施策 3-14 循環型社会の構築

施策の
めざす姿

市民、事業者、行政が、廃棄物を適正に処理し、環境負荷を低減させることで循環型社会が構築されています。

	基本事業名称	基本事業のめざす姿
1	ごみ減量の推進	市民、事業者からの廃棄物の発生が抑制されています。
2	リサイクルの推進	市民、事業者がごみの分別やリサイクルに取り組んでいます。
3	ごみ処理の適正化	行政が適正かつ効率的なごみ処理を行っています。
4	し尿の適正処理とリサイクルの推進	し尿・浄化槽汚泥等が安全で適切に処理され、リサイクルが進んでいます。

施策の基本方針

- ごみの量は減少傾向にあり、家庭系は横ばい、事業系は減少傾向にあります。市民一人当たりの家庭系ごみ排出量も福岡県平均を下回っていることから、市民のごみに対する意識は高いと思われます。今後一層のリサイクル意識の向上や、4 Rの取組※1を推進します。
- ごみのリサイクル率については、福岡県平均よりやや低い状況です。集団での回収量は減少していますが、民間での回収量は、回収ボックスの設置増等により増加していると思われます。今後もリサイクルに対する住民啓発を行い、ごみの分別やリサイクルに関する意識の向上を図ります。
- 不法投棄件数は減少傾向にありますが、自転車等の不法投棄は依然として発生しています。今後も環境美化推進員※2および職員による巡回を行うとともに、警察と連携し不法投棄の摘発および啓発を行います。
- 汚泥再生処理施設では、し尿・浄化槽汚泥等を堆肥化することで再資源化しており、今後も適切な施設管理を行い処理します。

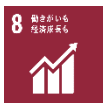
個別計画

第2次朝倉市環境基本計画

基本目標4 活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり

【構成する分野】農林業、商工業、観光

SDGs との
関連性



施策 4-15 農林業の振興

施策の
めざす姿

農林業従事者の生産性が高まり、農作物の販売額が向上しています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保	中核的な農業生産者※1を主として、多様な担い手が育成・確保されています。
2 持続的な営農への支援	農業生産者の持続的な営農が行われ、市内の耕作面積が確保されています。
3 多様な農産物の生産による農業の振興	農業生産者が消費者ニーズや地域の自然条件を活かした多様な農産物を生産しています。
4 環境に配慮した農業の推進	農業生産者が自然環境への負担を軽減した資源循環型農業を行っています。
5 魅力ある朝倉ブランドの推進	農業生産者が産地化や付加価値の高い農産物の品目数を増やしています。
6 農林業基盤の整備	農地、農業用施設、林道が災害復旧されるとともに、適切な維持管理、改修により、生産しやすい農林業基盤となっています。
7 地産地消の推進	市民、市内事業者が地産地消の推進を通して農業への理解を深めています。
8 林業の振興	林業事業体の林業による経営が成り立っています。

■ 施策の基本方針

- 人口減少による農業生産者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される中、地域計画※2を策定し、効率的かつ総合的な農地利用に向けて取り組みます。
- 作業の省力化・精密化や高品質生産を実現できるスマート農業※3の推進により、農業生産者の持続的な営農を支援し、耕作面積の確保に取り組みます。
- ワンヘルスの理念のもと、化学肥料※4・農薬の使用を福岡県基準の1/2以下に抑え、カバークロップ（緑肥）や堆肥を使用する等、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業生産者を支援します。
- 平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地、農業用施設（農道・水路等）および林道を復旧するとともに、原形復旧が困難な河川沿いの農地および農業用施設（農道・水路等）については、区画整理型による復旧を進めます。

■ 個別計画

第2次朝倉市食料・農業・農村基本計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
農林業の振興	市内の農業総販売額	7,867 百万円	8,500 百万円



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保	将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画策定割合（累計）	-	100%
2 持続的な営農への支援	遊休農地※5面積	110.5ha	100ha
	スマート農業の取り組み件数（累計）	18 件	33 件
3 多様な農産物の生産による農業の振興	米（米粉用・飼料用米含）の作付面積	1,673.5ha	1,800ha
	野菜の作付面積	435.1ha	510ha
	果樹の作付面積	303.2ha	310ha
4 環境に配慮した農業の推進	化学肥料と化学合成農薬※6を福岡県基準の5割低減で生産している面積	110ha	115ha
5 魅力ある朝倉ブランドの推進	付加価値・市場価値が高い品目数	3 件	4 件
6 農林業基盤の整備	農地、農業用施設、林道の復旧・改修された箇所数（累計）	628 箇所	756 箇所
7 地産地消の推進	地元農産物等の学校給食利用率（品目ベース）	37.9%	40.0%
	地産地消推進店※7の登録店舗数（累計）	24 店	30 店
8 林業の振興	林業経営体数	3 経営体	4 経営体

用語解説

※1 中核的な農業生産者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市が認定した認定農業者のこと。
※2 地域計画	地域の話合いによりめざすべき将来の農地利用の姿を明確化する計画のこと。令和4年に農業経営基盤強化促進法の改正により法定化された。
※3 スマート農業	ロボット技術や情報通信技術の先端技術を活用し、省力化、高品質化や生産技術の継承等を可能にする新たな農業のこと。
※4 化学肥料	化石燃料（原油、天然ガス）や鉱物資源（りん鉱石、加里鉱石等）を化学的に合成してつくる肥料のこと。
※5 遊休農地	1年以上、耕作や管理がなされていない農地のこと。
※6 化学合成農薬	化学的に合成された物質や天然物等を有効成分とする農業用の薬剤のこと。
※7 地産地消推進店	朝倉市が認定する、朝倉地域産の農林水産物、畜産物や加工品を積極的に販売・活用する店舗のこと。

基本目標4 活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり

【構成する分野】農林業、商工業、観光

SDGs との
関連性



施策 4-16 商工業の振興

施策の
めざす姿

企業誘致や中小企業の振興により活性化されています。

	基本事業名称	基本事業のめざす姿
1	中小企業の振興	経営改善・事業承継の支援や公的支援制度活用等により、中小企業の振興が図られています。
2	企業誘致の推進	市外企業が市内に進出、移転し、市内企業が増設しています。
3	就業の場の創出	市内で就業したい人が、働く場の新たな創出や地元企業とのマッチングにより市内で就業できています。

■ 施策の基本方針

- 中小企業は変化する社会経済情勢へ対応し、経営の安定化を図る必要があるため、経営改善に向け、制度融資や保証料補給等の公的支援制度の活用を促進します。
- 中小企業経営者の高齢化が進む中、特に親族内における後継者の確保が困難となっていることから、事業承継の支援を行います。
- 企業誘致については、企業立地に適した用地等の選定等を行い、市内外に発信することで、市への企業進出を促進します。
- 施設の更新や増設等を検討している市内中小企業に対して、隣接地や市内適地の提案を行うことで市外への流出を防ぎ、市内での移転や拡張を支援します。
- 新規創業や地元企業における求職・求人のマッチング支援に取り組み、市内企業への就業を促進します。

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
商工業の振興	法人市民税額	593,667千円 (令和2年度)	594,000千円 (令和7年度)



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 中小企業の振興	黒字化している事業所の割合（法人税割を納めている事業所の割合）	99.61% (令和2年度)	99.0% (令和7年度)
	市内法人の倒産件数	3件 (令和2年度)	4件 (令和7年度)
2 企業誘致の推進	市内への進出・移転、増設企業数（累計）	2社	4社
3 就業の場の創出	新規法人登録件数（累計）	79法人	320法人
	高校生のハローワーク管内企業への内定率	97.5%	99.0%



朝倉公共職業安定所



あさくら創業塾

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

資料編

基本目標4 活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり

【構成する分野】農林業、商工業、観光

SDGs との
関連性



施策 4-17 観光の振興

施策の
めざす姿

朝倉市の観光資源の魅力が高まり、市外からの滞在人口、交流人口が増加しています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 魅力・PRの推進	市外の人へ朝倉市の魅力を情報発信し、朝倉市の魅力に関する認知度が高まっています。
2 観光情報提供の充実	朝倉市を認知した人が朝倉市の観光情報を自ら調べて、朝倉市への関心、来訪意欲が高まっています。
3 観光資源の活用	朝倉市への来訪者が、市内の各種観光資源により、充実した観光ができています。
4 水をテーマとした観光推進	市民、市外の人々が、朝倉市の水資源に関するテーマについて、観光、体験、学びができています。

■ 施策の基本方針

- 朝倉市の魅力を知ってもらい、認知度アップと来訪意欲を高めるために、マスメディアやSNS※1等の様々な媒体を通じて、イベントや季節の情報等を積極的かつ広範囲に発信します。
- 市内に数多く点在している観光資源を効果的に結び付けて、市内の周遊を促します。また、体験・交流型観光資源のブランド力の強化を図り、滞在時間の延長、消費拡大に向けて取り組みます。
- 水をテーマとした地域資源（3つのダム、あまぎ水の文化村、山田堰・三連水車、原鶴温泉等）を「見る」「ふれる」「映える」「学べる」をキーワードに『水の回廊』として結び、新たな観光振興に取り組みます。

■ 個別計画

朝倉市観光振興指針

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称		施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
観光の振興		観光入込客数	1,750 千人	3,170 千人

基本事業名称		基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1	魅力・PRの推進	魅力度の福岡県内順位	23 位	15 位
		マスコミへのリリース件数	21 件	40 件
2	観光情報提供の充実	観光意欲度の福岡県内順位	15 位	10 位
		観光関連のホームページ・SNSの閲覧数	488,306 回	700,000 回
3	観光資源の活用	市内イベント参加者数	240,000 人	300,000 人
		体験型観光の利用者数(市関連分)	3,637 人	5,000 人
		主要観光施設・温泉の年間利用者数	1,258,000 人	1,765,000 人
4	水をテーマとした観光推進	水をテーマとした観光、体験、学びをした人数	24,000 人	50,000 人



水上アクティビティ(筑後川)

用語解説

※1 SNS

SOCIAL NETWORKING SERVICE(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略語で、スマホやパソコンを使ってオンライン上で人間関係を構築することができる会員制交流サイト。「ネット交流サービス」とも呼ばれる。

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標5 生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり

【構成する分野】学校教育、生涯学習、スポーツ、文化、歴史

SDGs との
関連性



施策 5-18 学校教育の充実

施策の
めざす姿

児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく身につけながら、楽しく充実した学校生活を送っています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 確かな学力の育成	児童・生徒が夢や目標に向かって主体的に学び、学力が向上しています。
2 豊かな心の育成	児童・生徒が自分のよさを認識し、喜びや痛みを分かち合いながら、心が豊かに成長しています。
3 健やかな体の育成	児童・生徒が基本的生活習慣を身につけ、食と運動の重要性を認識し、健やかに成長しています。
4 開かれた学校づくり	関係機関と連携し、保護者や地域に開かれ信頼された学校になるとともに、児童・生徒が朝倉市の現在、過去、未来に関心を持ち、郷土のよさを理解し、郷土に愛着を持ちながら成長しています。
5 教育環境の充実	児童・生徒、教職員が整えられた学校環境で安全に学び、働くことができます。
6 教育支援の充実	教職員の資質が向上するとともに、児童・生徒、保護者が必要な教育相談ができ、不登校児童・生徒が望む支援を受けることができます。

施策の基本方針

- ふるさとである朝倉市を愛し、将来、社会に貢献できる子どもの育成をめざします。
- 社会や生活の中で、生きた「知識および技能」や未知の状況にも主体的に対応できる「思考力、判断力、表現力」、また、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」を育む教育をめざします。
- 学校の教育活動や教育環境の充実と、社会との連携および協働の充実を図ります。また、児童・生徒、保護者・地域、教職員にとって、魅力ある学校運営協議会※1づくりを推進しつつ、社会に開かれた教育課程の実現をめざします。

個別計画

朝倉市教育大綱
朝倉市教育施策要綱
朝倉市学校施設長寿命化計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称		施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
学校教育の充実	全国学力調査の問題（教科）分野の平均値と全国平均値との差	小学校	1.5 点	0 点以上
		中学校	-2.4 点	0 点以上
	学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合		79.6%	83.0%
	新体力テストの合計点（各T得点） ※全国平均=50 点		52.3 点	50 点以上

基本事業名称		基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1	確かな学力の育成	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童・生徒の割合	76.3%	77.0%
		家で自分で計画を立てて勉強している児童・生徒の割合	64.3%	60.0%
		将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	73.9%	77.0%
2	豊かな心の育成	人の役に立つ人間になりたいと思う児童・生徒の割合	95.5%	96.0%
		自分によいところがあると思う児童・生徒の割合	75.2%	78.0%
		不登校出現率	2.5%	2.3%
3	健やかな体の育成	体力・運動能力向上の目標を立てて運動に取り組んでいる児童・生徒の割合	68.5%	74.0%
		毎日、同じくらいの時間に寝ている児童・生徒の割合	76.0%	80.0%
		毎日、同じくらいの時間に起きている児童・生徒の割合	91.1%	92.0%
		児童・生徒の朝食摂取率	90.9%	91.0%
4	開かれた学校づくり	学校運営協議会を年3回以上実施した学校の割合	74.5%	100%
		地域や社会をよくするために何をすべきか考えている児童・生徒の割合	49.3%	55.0%
5	教育環境の充実	通学路・学校施設の安全管理に起因する児童・生徒に係わる事故・事件の件数	0 件	0 件
		学校トイレ洋式化の割合	35.0%	62.0%
		時間外在校等時間月 80 時間超の教職員の割合	10.6%	5.0%
6	教育支援の充実	教育支援センターの研修に対する受講者満足度	100%	100%
		卒業後の進路が決定した適応指導教室の生徒の割合	100%	100%

用語解説

※1 学校運営協議会

学校と保護者や地域の皆さんが学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標5 生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり

【構成する分野】学校教育、生涯学習、スポーツ、文化、歴史

SDGs との
関連性



施策 5-19 歴史の継承と文化・生涯学習・スポーツの振興

施策の
めざす姿

市民が学ぶ機会が十分にあり、歴史的・文化的活動や生涯学習活動ならびにスポーツ活動に積極的に参加しています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 生涯学習の推進	市民の生涯学習の機会が十分にあり、継続的に活動を行うことができます。
2 スポーツの推進	市民のスポーツの機会が十分にあり、継続的にスポーツを行うことができます。
3 読書活動の推進	市民にとって読書をする多様な環境が整い、読書に親しんでいます。
4 文化芸術活動の推進	市民が多様な文化芸術にふれる機会が十分にあり、鑑賞できるとともに、自ら文化芸術活動に参加する人が増加しています。
5 文化財の保存と活用	朝倉市に関係する文化財が適切に保存・研究・整備・活用され、市民に認識されています。

施策の基本方針

- 市民が生涯にわたり能動的に学び続け、その成果を生かしながら、心豊かに自己実現できるよう学習機会の充実を図ります。
- 健康的な生活が送れるよう、誰もが参加でき楽しむことができる身近なスポーツの機会づくりや、自己の技術等を高める競技スポーツへの支援等を通じ、スポーツの推進を図ります。また、体育施設の適切な維持・有効活用を図ります。
- 読書推進活動等により図書館の利用者増を図るとともに、電子図書館サービス等を充実させ、市民がいつでも読書に親しめるよう取り組みます。
- 個性豊かな市民文化の継承と、更なる深化をめざして文化の薫り高い地域づくりを推進していくために、多様な文化芸術を創造・活動できる機会を充実させていきます。
- 文化の継承が途切れないよう、地域の歴史や文化にふれあう機会を充実するとともに、地域に残されてきた貴重な文化財を保護し、確実に後世に伝えていくことで、ふるさとの文化を大切に、市民の郷土愛を醸成します。

個別計画

朝倉市教育大綱
朝倉市教育施策要綱

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
歴史の継承と文化・生涯学習・スポーツの振興	生涯学習を習慣化して行っている市民の割合(習い事や趣味も含む)	35.5%	38.0%
	運動・スポーツを習慣化している市民の割合(週1日以上)	31.0%	33.0%
	歴史・文化芸術に関して鑑賞・参加している市民の割合	34.3%	42.0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 生涯学習の推進	生涯学習の機会が十分にあると思う市民の割合	54.2%	56.0%
	市主催の生涯学習講座参加者数	953 人	1,700 人
	自主学习団体登録数	164 団体	180 団体
2 スポーツの推進	スポーツの機会が十分にあると思う市民の割合	50.5%	53.0%
	スポーツ指導者登録数	222 人	240 人
	スポーツ施設の利用者数	101,424 人	200,000 人
3 読書活動の推進	読書に親しんでいる市民の割合	12.2%	14.0%
4 文化芸術活動の推進	文化・芸術を鑑賞または活動する機会が十分にあると思う市民の割合	50.9%	53.0%
	文化芸術活動への参加者数	456 人	5,500 人
	文化施設の利用者数	112,653 人	220,000 人
5 文化財の保存と活用	指定文化財※1のき損、滅失、亡失、盗難件数	2 件	0 件
	市民が知っている市内の有形・無形文化財数	1.8 個	3 個



島原陣図屏風(秋月博物館)

用語解説

※1 指定文化財 歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上等の観点から高い価値を有するもので、国または自治体の指定が行われたもの。主に有形・無形・民俗・記念物に分類される。

基本目標6 誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る 持続可能なまちづくり

【構成する分野】 人権、男女共同参画、協働、コミュニティ、行財政運営

SDGs との
関連性



施策 6-20 人権の尊重と多様性社会の推進

施策の
めざす姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いの多様性を認めあう人が増えています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 教育・啓発の推進	市民が講演会、各種研修会、出前講座を通じて、様々な人権について学んでいます。
2 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実	市民が同和問題をはじめとする様々な人権侵害・人権問題について相談できています。
3 男女共同参画の推進と多様性の理解	市民があらゆる分野において、男女共同参画が推進されていると感じるとともに、性の多様性を理解しています。

■ 施策の基本方針

- 平成 28 年から障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等の人権関連法が制定され、人権に対する関心が高まっています。人権を学ぶ機会を提供し、相談体制の充実を図ります。
- 部落問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、性的少数者、外国人、新型コロナウイルス感染症等に関する人権問題が発生しています。また、近年は、インターネットやSNSによる人権侵害等、問題は多様化しています。市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる「人権の尊重と多様性社会の推進」に取り組めます。
- 性別による固定的役割分担意識は改善傾向が見られますが、地域や行政における方針決定過程等での女性の参画は十分ではないことから、朝倉市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画社会を推進します。

■ 個別計画

朝倉市人権教育・啓発基本指針
朝倉市人権教育・啓発実施計画
第4次朝倉市男女共同参画推進計画

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
人権の尊重と多様性社会の推進	この1年間に自分の人権が侵害されたと思う市民の割合	26.7%	21.0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 教育・啓発の推進	人権問題を学んだ市民の数(延べ数)	1,240人	2,600人
2 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実	人権全般に関する相談件数	5件	5件
3 男女共同参画の推進と多様性の理解	あらゆる分野で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	24.0%	30.0%
	審議会、委員会、協議会等委員の女性委員の割合	32.9%	40.0%
	LGBT※1の性の多様性について正しく知っている市民の割合	56.9%	60.0%



用語解説

※1 LGBT

性的少数者のことで、セクシュアル・マイノリティと同義であり、性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のこと。L：レズビアン（同性を好きになる女性）、G：ゲイ（同性を好きになる男性）、B：バイセクシュアル（異性や同性を好きになる人）、T：トランスジェンダー（出生時の性とは異なる性を生きる人）

序

論

基本構想

基本計画
(第1章)

基本計画
(第2章)

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

基本目標
5

基本目標
6

資料編

基本目標6 誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る 持続可能なまちづくり

【構成する分野】 人権、男女共同参画、協働、コミュニティ、行財政運営

SDGs との
関連性



施策 6-21 市民協働と活気ある地域づくりの推進

施策の
めざす姿

市民が、自ら暮らす地域を自らの力でより良くしていく活動に参加し、活気ある地域づくりが進んでいます。

	基本事業名称	基本事業のめざす姿
1	地域コミュニティ活動の活性化	市民が地域コミュニティ活動に参加し、活動が活性化しています。
2	市民活動※ ¹ の活性化	市民がボランティア活動や市民活動に参加し、活動が活性化しています。
3	移住者増加による地域活性化の促進	市外在住者に朝倉市への移住を促すことで、地域の活性化や集落機能の向上につながっています。

■ 施策の基本方針

- 各地区コミュニティ協議会の支援、コミュニティ活動の拠点施設の整備等により地域の特性・実情に合わせたコミュニティ活動の活性化を図ります。
- 様々な学習機会の充実や地域人材育成の取組を通じて、自発的に市民活動に参加する市民を増やし、ボランティア活動や公益的な活動等の活性化を図ります。
- PR動画やSNS等の多様な手段により、市の魅力を全国に発信するとともに、移住定住事業の拠点づくりを行います。また、移住希望者のニーズに適した相談対応や支援の充実に努め、地域と協力しながら地域に根付く多様な人材の確保に取り組みます。

■ 個別計画

朝倉市協働のまちづくり基本指針

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
市民協働と活気ある地域づくりの推進	地域住民、地域コミュニティ組織、ボランティア団体等の活動により、地域課題や社会課題の解決に取り組んでいると思う市民の割合	63.7%	70.0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 地域コミュニティ活動の活性化	地域コミュニティ活動に参加している市民の割合	54.2%	60.0%
2 市民活動の活性化	ボランティア活動、市民活動等に参加している市民の割合	28.6%	30.0%
3 移住者増加による地域活性化の促進	移住支援事業により地域に住み地域活性化に貢献している人数(累計)	95人	600人
	移住のポータルサイト※2アクセス数	6,080件	6,700件
	移住等の相談件数	160件	400件



用語解説

※1 市民活動	福祉・文化・環境・教育等特定のテーマに基づいた社会課題を解決するために自発的・組織的・継続的に取り組む公益的な活動
※2 ポータルサイト	インターネットにアクセスするときの様々な情報・コンテンツの入り口となるウェブサイト

基本目標6 誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る 持続可能なまちづくり

【構成する分野】 人権、男女共同参画、協働、コミュニティ、行財政運営

SDGs との
関連性



施策 6-22 効率的な行財政運営

施策の
めざす姿

効率的な行財政運営を行っています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 成果に基づく行政経営の推進	行政が成果志向の行政経営を効果的、効率的に行っています。
2 持続可能な財政運営	自主財源の安定的な確保を図るとともに、適正な予算編成・執行により、持続可能な財政運営となっています。
3 職員の人材育成と組織運営	多様化・高度化するニーズに対応できる職員を育成し、効率的な組織で安心して働ける職場になっています。
4 利便性の高い行政サービス・自治体DXの推進	行政が迅速・確実で利便性と利用価値の高い行政サービスを提供できています。
5 積極的な情報発信と広聴の充実	市民・市外の人に市の情報が的確に伝わり、市に対する意見が届きやすくなっています。
6 公共施設等マネジメントの推進	公共施設等が適正に維持管理され、行政機能が低下しないような建替、更新が計画的に行われています。

施策の基本方針

- 平成29年7月九州北部豪雨以降の災害復旧・復興事業をはじめ多くの事業に財源が必要な中、市税等の一般財源の伸びが見込めないことや地方債残高の増加等により、厳しい財政状況が続くと想定されることから、選択と集中による効率的・効果的で持続可能な財政運営を行います。
- 適切で質の高い行政サービスを提供していくため、職員研修等の人材育成により職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、多様化する市民ニーズに対応できる組織を構築します。
- 広報紙やSNS等様々な媒体を活用し、市民や市外の人が必要とする情報を分かりやすく正確に提供するとともに、朝倉市に関心を持ってもらえるような広報活動に取り組みます。
- 市役所におけるDXを推進し、行政手続きのオンライン化など、市民に利便性の高いサービスを提供します。

個別計画

朝倉市公共施設等総合管理計画
朝倉市新市建設計画

朝倉市公共施設長寿命化計画
朝倉市人材育成基本方針

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
効率的な行財政運営	施策の成果指標が現状値より改善している割合	48.6%	50.5%
	将来負担比率	0%	0%



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 成果に基づく行政経営の推進	基本事業成果指標が現状値より改善している割合	53.6%	56.8%
	成果指標が低下した事務事業の割合	21.1%	20.0%
2 持続可能な財政運営	自主財源比率※1	36.3%	38.0%
	経常収支比率	86.3%	92.0%
	実質公債費比率	9.2%	10.0%
3 職員の人材育成と組織運営	人口1万人あたりの職員数	89.2人	84.4人
	市の職員が各階層に求められる職責を果たしていると思う職員の割合	61.6%	70.0%
	年次有給休暇(5日未満)・超過勤務(年360時間超)・公務災害に該当した職員数	161人	100人
	人材育成施策(人事評価、研修、OJT)が有効に機能していると思う職員の割合	61.9%	70.0%
4 利便性の高い行政サービス・自治体DXの推進	窓口利用における満足している市民の割合	91.3%	95.0%
	行政手続きにおけるオンライン利用件数の割合	55.6%	65.0%
5 積極的な情報発信と広報の充実	市からの情報提供に満足している市民の割合	65.0%	70.0%
	市民の意見が市政に反映されていると思う市民の割合	36.0%	50.0%
6 公共施設等マネジメントの推進	老朽度D※2の公共施設延床面積の割合	3.7%	3.2%
	公共施設の耐震化率(延床面積) ※学校除く	81.0%	100%

用語解説

※1 自主財源比率	財源全体に占める自主財源の比率のこと。自主財源は、市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなる。
※2 老朽度D	朝倉市公共施設長寿命化計画において、劣化度評価基準を示したもので、老朽度Dは安全上、機能上、問題があり、対応する必要があるとの評価となる。

基本目標6 誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る 持続可能なまちづくり

【構成する分野】 人権、男女共同参画、協働、コミュニティ、行財政運営

SDGs との
関連性



施策 6-23 適切な事務の遂行

施策の
めざす姿

適切に行政事務を執行しています。

基本事業名称	基本事業のめざす姿
1 円滑な議会運営支援	行政が適切に議会事務を行い、円滑な議会運営をサポートしています。
2 適正な選挙事務の執行	行政が法令を遵守し、適正に選挙事務を行っています。
3 適正な監査事務の執行	行政が法令を遵守し、適正な事務を行っています。
4 適正な会計事務の執行	行政が適正な会計処理を行っています。
5 適切な情報資産の管理	行政が適切に行政情報・個人情報情報を管理・保護しています。
6 情報公開・個人情報保護の推進	行政が情報公開・個人情報開示請求に係る適切な開示決定等を行っています。
7 適正な課税	行政が課税資料に基づき、適正な課税を行っています。

■ 施策の基本方針

- 議会が、市議会活動の充実、市民に開かれ信頼される議会の実現を果たすことができるよう、法令等に基づき円滑な議会運営をサポートします。
- 選挙事務について、緊張感と責任感をもって公正・正確な事務を心掛け、ミス・トラブルが発生しないように取り組みます。
- 行政事務の適正性を確保するため、定期監査・行政監査において法令遵守の徹底を促します。
- 適正な会計事務が行われるよう指導を強化し、不適切な支払事務の発生防止に取り組みます。
- 適切なセキュリティ対策と職員の情報リテラシー※1向上を図ることにより、行政情報・個人情報の管理・保護に取り組みます。
- デジタル社会の進展等に伴い市保有情報および自己情報に対する関心が高まる中、市民への説明責任を果たすとともに、法令に基づき適正に個人情報情報を管理します。
- 課税資料に基づき、適正な課税を行います。

(資料編) 基本計画の進捗を測る指標一覧

施策名称	施策の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
適切な事務の遂行	不適切な事務執行がされた件数	7件	0件



基本事業名称	基本事業の達成度を測る指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1 円滑な議会運営支援	議会運営に支障をきたした件数	0件	0件
2 適正な選挙事務の執行	選挙事務に関するミス・トラブル件数	0件	0件
3 適正な監査事務の執行	定期監査・行政監査での法令違反件数	0件	0件
4 適正な会計事務の執行	不適切な支払事務件数(立替払、過年度支出、誤払い)	7件	0件
5 適切な情報資産の管理	情報セキュリティ事故※2およびシステムダウン※3件数	0件	0件
6 情報公開・個人情報保護の推進	情報公開・個人情報開示請求に係る審査請求で開示内容を変更した件数	0件	0件
7 適正な課税	行政不服審査申立により、課税誤りがあると認定された件数	0件	0件



用語解説

※1 情報リテラシー	コンピュータ等情報関連技術を活用する基本能力のことで、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や適切に活用できる能力のこと。
※2 情報セキュリティ事故	サイバー攻撃や内部不正による情報漏洩・不正アクセス・ウイルス感染等のこと。
※3 システムダウン	コンピュータシステムが予期せず動作を停止し、あるいは正常な稼動状態ではなくなること。